

貯蔵施設を所有又は占有しない理由書

添付書類のとおり、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第11条ただし書きに定める場合に該当するので、貯蔵施設を所有又は占有しないで販売します。（該当するものに○をつけること）

	規則第11条第2項に定める事項	左欄の事項を証する添付書類
第1号	自らが第一種製造者であって、貯蔵施設を所有又は占有する	第一種製造者の許可証の写し
第2号	自らが第一種貯蔵所を所有又は占有する	第一種貯蔵所の許可証の写し
第3号イ	貯蔵施設を所有又は占有する第一種製造者に配送を全量委託する ・事業所名 ()	1 第一種製造者の許可証の写し 2 配送委託契約書の写し ※ガス切れ時に自ら配送する場合は不可
第3号ロ	第一種貯蔵所を所有又は占有する者に配送を全量委託する ・貯蔵所名 ()	1 第一種貯蔵所の許可証の写し 2 配送委託契約書の写し ※ガス切れ時に自ら配送する場合は不可
第4号	充てん設備によりLPガスの全量を販売する場合に、自らが充てん事業者となる、又は充てん事業者に配送を全量委託する ・事業所名 ()	1 充てん設備の許可証の写し 2 配送委託契約書の写し
第5号	法第3条の登録を受け、貯蔵施設を所有する農業協同組合等の組合員であり、常に当該組合より仕入れができる ・所属する組合等の販売所名 ()	1 所属する組合等の登録証の写し 2 所属する組合等との関係を示す書面
第6号	販売所に近接して資本的結合のある第一種製造者の所有又は占有する貯蔵施設があり、常にガスの仕入れができる ・事業所名 () ・販売所と第一種製造事業者の所有又は占有する貯蔵施設との距離 ()	1 第一種製造者の許可証の写し 2 第一種製造者との資本関係を示す書面

・表中の「規則」とは、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」のことをいう。